

京都市告示第 413 号

京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 4 2 条第 2 項の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 19 年 3 月 26 日

京都市長 榊 本 頼 兼

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の申請者
第 5754 号	平成 19. 3. 14	メートル 4. 00	メートル 23. 10	京都市南区東九条室町 58 番地 1 (一部), 58 番地 2 (一部), 58 番地 3 (一部), 58 番地 16 (一 部), 58 番地 17 (一部), 58 番地 26 (一部), 58 番地 27 (一部), 58 番 地 28 (一部), 58 番地 29 (一部), 58 番地 32 (一部) 及び 58 番地 33 (一部)	有限会社アート 代表取締役 真 城初子

(都市計画局建築指導部指導課)